

与薬依頼票について

- 1 お子様への薬は、万全を期するため「与薬依頼票」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育者に直接手渡ししていただきます。
- 2 主治医の診察を受けるときには、お子様が保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- 3 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。保護者の個人的な判断で持参した薬や市販の薬は、保育園では対応できません。
- 4 座薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示所を添付してください。（初めて使用する座薬については対応できません）尚、使用に当たっては、その都度保護者の方にご連絡しますのでご承知ください。
- 5 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができません。その都度保護者様にご連絡することになりますので、ご承知おきください。
- 6 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように、経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医又は囑託委の指示に従うとともに、相互の連携が必要となります。
- 7 家庭から持参する薬について
 - (1) 医師が処方した薬には必ず「与薬依頼票」を添付してください。また、処方された薬の説明書も添付してください。
 - (2) 使用する薬は1回分ずつに分けてご持参ください。シロップは1回分を容器に入れてご持参ください。
 - (3) 薬の袋や容器には、お子様の名前及び与薬時間を記載してください。